

人口減少社会対策特別委員会【議論の中間整理】

平成 25 年 6 月 11 日

【経緯】

- 当委員会は、「少子化に伴う人口減少に歯止めをかけるため、待機児童の解消をはじめとする子育てをめぐる諸問題に対応する『子ども・子育て関連 3 法』の円滑な施行に向け、必要な課題を中心に検討するとともに、その他少子化対策の推進に必要な対策を検討する」ことを目的として、政務調査会直属の組織として本年 1 月 22 日に設置。
- 3 月 22 日の初会合以来、これまで 10 回の会を重ねて議論。特に、第 3 回委員会では、「待機児童ゼロ」を達成した横浜市長から、第 5 回～第 7 回まで及び第 10 回の委員会では、認定こども園、幼稚園、保育所の各団体および経済団体からのヒアリングを重ね、検討を深めてきた。
- 以下は、関係者からのヒアリングを含むこれまでの計 10 回の委員会での議論を踏まえ、その「中間整理」を試みたもの。

【基本的考え方】

- 少子化の進行による人口減少を、極めて深刻な課題として危機意識を共有し、これまで推進してきた少子化対策を再度「主流化」することを目指す。
- そのことを通じ、出生率の回復基調を確かなものとし、人口減少を食い止め、我が国の経済発展、活力の維持・向上を図る。このことは、個人の結婚や出産・子育てについての希望がかなえられる社会、未来に希望を持てる社会を実現することにもつながる。

(注) 政策目標としては、出生率そのものの水準としては設定せず、個人の結婚や出産の希望と現実とのかい離ゼロを目指すという目標とする。

- 具体的な取り組みとしては、
 - ・ 昨年の通常国会において、自公民 3 党合意に基づく大幅な修正を経て成立した子ども・子育て関連 3 法（以下「子ども・子育て支援新制度」という。）を着実に施行し、子育て支援策の量的拡充と質的改善を図るとともに、
 - ・ 子どもの年齢進行順に応じ、結婚・妊娠期からの包括的かつ総合的な少子化対策を推進するという 2 本立てで進めていくことが必要である。

- これらの取り組みは、「子ども」を中心に置き、「子どもの最善の利益」を実現する観点から進められることが重要である。
- このため、子育て支援の推進に当たっては、特に、
 - ・その支援の内容（幼児教育・保育、子育て支援）の質の確保が重要であるとともに、
 - ・子育てにおける親の第一義的責任を前提としつつ、子育てを取り巻く環境、それぞれの家庭・家族の置かれた状況を踏まえ、就労の有無や状況にかかわらず、地域社会全体で必要な支援の手を差し伸べ、より良い親子関係の形成を支援し、子どもの健やかな育ちを実現することに特に留意すべきである。
- また、そのためには、働き方を見直し、希望する親が育児休業や短時間勤務を取得しやすくするなど、子育て中の親が子育てに向き合えるような雇用環境の見直しも重要である。

【具体的な取り組み】

① 子ども・子育て支援新制度の着実かつ円滑な施行

■基本スタンス

- ・上記の基本的考え方に沿って、新制度を着実に実施し、幼児教育・保育・子育て支援の量の拡充と質の改善を実現する。
- ・その実現のため、消費税により確保される財源 7000 億円に 3000 億円超の財源を加えた合計 1 兆円超の財源確保に、政府・与党一体となって責任を持って取り組む。
- ・新制度の詳細設計に当たっては、給付や事業の提供主体である現場第一線の関係者や当事者の意見を十分に踏まえ、その懸念や課題解決を図りつつ、取り組む。

■待機児童解消加速化プランに基づき、潜在需要を含めた待機児童のできる限り早期の解消を目指す

- ・平成 29 年度末までの待機児童解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、地方自治体の取り組みを支援する。
- ・その実施のために必要となる財源について、保育緊急確保事業その他所要の財源を確保する。
- ・特に、保育の量拡大を支える保育士確保のため、処遇改善や資格取得支援などを実施する（特に、24 年度補正予算措置した保育士の処遇改善については、継続して措置することが必要不可欠）。

■ 幼児教育・保育の質の改善を進める

- ・ 幼稚園教諭、保育士の処遇改善や配置基準の改善を図る。
- ・ 幼稚園教諭、保育士の資質向上を図るための研修の充実を図る。
- ・ 質を確保するための施設等の基準は堅持した上で、認可外保育施設の認可化移行支援を推進する。
- ・ 幼稚園教諭免許、保育士資格取得（併有含む）を促進・支援する。
- ・ 認定こども園の普及のための支援措置（調理室の設置支援など）を講じる。

■ 在宅子育て家庭への支援をはじめ、多様な子育て支援を充実する

- ・ 在宅子育て家庭を含む様々な家庭を対象に、地域子育て支援拠点（子育てひろば）の整備・充実や一時預かりの増加などを進める。
- ・ 延長保育、病児保育など多様な保育の充実を図る。
- ・ 各種の子育て支援事業の利用者が必要な支援を受けられるよう、市町村における相談機能や情報提供機能の充実を図る。

■ 放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後こども教室の充実及び連携を推進する

- ・ 放課後児童クラブの量的拡充と質的改善（指導員の処遇改善など）を図る。
- ・ 放課後子どもプランに基づき、放課後児童クラブと放課後こども教室の充実及び連携を推進する。

■ 保育緊急確保事業の実施

- ・ 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を確保し、待機児童解消等を推進するため、26年度予算において、保育緊急確保事業の実施に必要な予算を確保する等財源の確保を図る。

② 年齢進行順に応じた包括的かつ総合的な少子化対策の推進

■ 結婚・妊娠・出産期の支援

- ・ これまで取り組みが十分ではなかった「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として位置付け、「子育て支援」「働き方改革」の強化と併せ、「結婚・妊娠・出産・育児」の「切れ目ない支援」を進める。
- ・ 具体的には、「少子化危機突破タスクフォース」において提言された各施策の実現を図る。
- ・ 不妊治療等に対する支援を進める。

■働き方の改革～ワーク・ライフ・バランスの推進等～

- ・希望する親が確実に1歳まで育児休業が取得でき、1歳到達以降に保育所に入所できる環境整備を進める。また、育児休業給付の充実を目指す。
- ・次世代育成支援対策推進法の改正・延長を検討する。
- ・中小企業の実情に配慮しつつ、父親の育児休業取得を促進するとともに、父母共に育児休業や休業明けの短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備を働きかける。非正規労働者も育児休業が取得できるような職場環境づくりを進める。
- ・育児休業後に職場に復帰しやすい環境作りを支援する。
- ・事業所内保育施設の普及のため、支援の充実を図る。
- ・ひとり親の就業支援を進める。

■幼児教育の無償化など教育における経済的負担の軽減

- ・幼児教育の無償化への取り組みについては、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」において取りまとめられた「今後の取組の基本方向」を踏まえ、財源を確保しながら段階的に進める。
- ・給付型奨学金制度の充実を検討する。

以上